特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	障害者福祉に関する事務　基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

水戸市は，障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを，ここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

水戸市長

公表日

令和8年11月16日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律，身体障害者福祉法，知的障害者福祉法，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律，児童福祉法に基づく関係事務。 ＜Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る障害福祉に関する事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	障害福祉システム，宛名管理システム、共通基盤システム，口座管理システム、 団体内統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub（PMH）、いばらき電子申請・届出システム

2. 特定個人情報ファイル名
1.資格管理ファイル，2.支払ファイル，3.所得ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）第9条第1項（利用範囲）別表9、20、21、51、66、67、117の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令でさだめる事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第37条、第38条、第60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） 11、15、16、20、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、145、155、161、163の項 （情報照会の根拠） 14、15、16、18、37、75、92、93、119、144、145、146の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号　310-8610 水戸市中央1丁目４番1号 水戸市役所　総務部　総務法制課 電話番号　029-232-9116

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号　310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所　福祉部障害福祉課 電話番号　029-232-9173
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[　　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、定期的に所属長によるアクセスログの確認及び内部監査を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月6日	Ⅰ　基本情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）第9条第1項（利用範囲）別表第一の8,11,12,34,46,47,84の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令でさだめる事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」第8条,第11条,第12条,第14条,第25条,第37条,第38条,第60条	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）第9条第1項（利用範囲）別表第一の8,11,12,34,46,47,84の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令でさだめる事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」第8条,第11条,第12条,第25条,第37条,第38条,第60条	事後	
令和4年6月6日	Ⅰ　基本情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠） 別表第二の8,10,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108,109,116の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」第7条,第9条,第10条,第12条,第14条,第19条,第27条,第30条,第31条,第44条,第55条,第55条の2,第59条の2 （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の10,11,12,14,20,53,67,68,69,85,108,109,110の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第9条,第10条,第10条の2,第11条,第14条,第27条,第38条,第38条の2,第43条の3の2,第55条,第55条の2,第56条	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠） 別表第二の8,10,11,12,1416,16の2,20,26,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,87,106,108,109,116の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」第7条,第9条,第10条,第10条の2,第11条,第12条,第12条の2,第14条,第19条,第20条,第21条,第22条,第27条,第28条,第29条,第30条,第31条,第42条,第43条の4,第44条,第53条第55条,第55条の2,第59条の2の2 （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の10,11,12,14,20,53,67,68,69,85,108,109,110の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第9条,第10条,第10条の2,第11条,第14条,第27条,第38条,第38条の2,第43条の3の2,第55条,第55条の2,第55条の3	事後	
令和4年6月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数	いつ時点の計数か　令和2年5月1日時点	いつ時点の計数か　令和4年5月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和4年6月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 2.取扱者数	いつ時点の計数か　令和2年5月1日時点	いつ時点の計数か　令和4年5月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年3月25日	Ⅰ　関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	（文章追加）	＜Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る障害福祉に関する事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	PMH導入に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅰ　関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	（文章追加）	Public Medical Hub（PMH）	事前	PMH導入に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅰ　関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）第9条第1項（利用範囲）別表第一の8,11,12,34,46,47,84の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令でさだめる事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」第8条,第11条,第12条,第14条,第25条,第37条,第38条,第60条	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）第9条第1項（利用範囲）別表9、20、21、51、66、67、117の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令でさだめる事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」第8条,第11条,第12条,第14条,第25条,第37条,第38条,第60条	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	Ⅰ　関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠） 別表第二の8,10,11,12,1416,16の2,20,26,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,87,106,108,109,116の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」第7条,第9条,第10条,第10条の2,第11条,第12条,第12条の2,第14条,第19条,第20条,第21条,第22条,第27条,第28条,第29条,第30条,第31条,第42条,第43条の4,第44条,第53条第55条,第55条の2,第59条の2の2 （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の10,11,12,14,20,53,67,68,69,85,108,109,110の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第9条,第10条,第10条の2,第11条,第14条,第27条,第38条,第38条の2,第43条の3の2,第55条,第55条の2,第55条の3	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） 11、15、16、20、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、145、155、161、163の項 （情報照会の根拠） 14、15、16、18、37、75、92、93、119、144、145、146の項	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年3月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 1..対象人数	いつ時点の計数か　令和4年5月1日時点	いつ時点の計数か　令和6年12月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年3月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 2.取扱者数	いつ時点の計数か　令和4年5月1日時点	いつ時点の計数か　令和6年12月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年3月25日	Ⅳ　リスク対策 8.人手を介入させる作業	ー	（追加）	事後	評価書様式変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年3月25日	Ⅳ　リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	ー	（追加）	事後	評価書様式変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和8年11月16日	Ⅰ　関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	障害福祉システム，宛名管理システム，共通基盤システム，口座管理システム， 団体内統合宛名システム，中間サーバー， Public Medical Hub（PMH）	障害福祉システム，宛名管理システム，共通基盤システム，口座管理システム， 団体内統合宛名システム，中間サーバー， Public Medical Hub（PMH），いばらき電子申請・届出システム	事前	
令和8年11月16日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数	いつ時点の計数か　令和6年12月1日時点	いつ時点の計数か　令和8年3月31日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和8年11月16日	Ⅱ　しきい値判断項目 2.取扱者数	いつ時点の計数か　令和6年12月1日時点	いつ時点の計数か　令和8年3月31日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。